平成２７年（フ）第１０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2464番地47
債務者　相川　保子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
熊本県玉名郡和水町板楠1814番地１　板楠団地Ａ棟２号
債務者　浦部　寛崇
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１号
熊本県荒尾市東屋形１丁目16番地３　シャルマンⅠ201号
債務者　佐野　隼人
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１１１号
北海道登別市新生町３丁目19番地22
債務者　中山　憲明
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第５号
北海道室蘭市祝津町３丁目７番15―503号
債務者　松崎　美子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
秋田県能代市向能代字トトメキ107番地21
宮腰アパート１号
債務者　庄内　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第４３号
秋田県能代市字下瀬15番地３　ホワイトハウス15号
債務者　加藤　勝也
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第５４号
山形県東田川郡三川町大字押切新田字北田115番地
債務者　五十嵐栄子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２５６号
茨城県つくば市東２丁目10番地５　アーバンつくば75号館203号、前住所茨城県土浦市下高津２丁目１番３―402号　県営ひばりアパート
債務者　笠原　総恵
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９４１号
名古屋市中川区大当郎３丁目2207番地　コーポラス飯田Ａ棟102号
債務者　吉村　信治
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
三重県多気郡明和町大字馬之上141番地13
債務者　田端　友香
1　決定年月日時　平成27年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１６６２号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂１丁目25番10号
債務者　信安九州男
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７７号
福岡市博多区金の隈３丁目２番７―903号
債務者　松本　孝夫
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３９号
福岡市東区貝塚団地３番902号
債務者　宮崎　道也
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４０号
福岡市博多区千代３丁目19番２―1309号
債務者　中富　竜二
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４２号
福岡市東区香椎浜２丁目５番１―308号
債務者　岩佐　徳子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４６号
福岡市博多区吉塚３丁目16番14号
債務者　木下　祐治
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部